特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク	大阪府大阪市中央区北浜東三丁目十四番地	平成二十七年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	訪問型職場適応援助者養成研修	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第三条　企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	平成二十七年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	ＪＣ－ＮＥＴジョブコーチ養成研修（企業在籍型職場適応援助者養成研修）
特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク	大阪府大阪市中央区北浜東三丁目十四番地	平成二十七年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	企業在籍型職場適応援助者養成研修
（略）	（略）	（略）	（略）

特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク	大阪府大阪市中央区北浜東三丁目十四番地	平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	第1号職場適応援助者（ジョブ・メイト）養成研修	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第三条　企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修期間		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	東京都町田市能ヶ谷一丁目十四－八コスモス二〇二	平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	ＪＣ－ＮＥＴジョブコーチ養成研修（第2号）
特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク	大阪府大阪市中央区北浜東三丁目十四番地	平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	第2号職場適応援助者（ジョブ・コンダクター）養成研修
（略）	（略）	（略）	（略）

○厚生労働省告示第百六十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十六号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第七号）の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第三条第二項の厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第三条第二項の厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第三条第二項の厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第三条第二項の厚生労働大臣が定める基準（昭和五十一年労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正）

第二条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏面）（注意）6及び様式第1号の二（裏面）（注意）6を次のように改める。

6　「計画の基礎」の⑦欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（短時間勤務職員は除く。以下この7において同じ。）については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である職員2人とみなし、重度身体障害者以外の身体障害者、重度知的障害者以外の知的障害者又は精神障害者である短時間勤務職員（※に該当する者を除く。）については、それぞれ1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員0.5人とみなして算定すること。

※　精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者については、精神障害者である職員1人とみなして算定すること。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること